

**鳥取県告示第40号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年1月24日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	J A 鳥取中央八橋福祉センターなでしこ居宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字八橋1391 - 1	平成24年1月17日